業務委託単価契約書

|  |  |
| --- | --- |
| １　委託業務の名称 | 農業トライアルワーク事業実施業務委託 |
| ２　委託業務の場所 | 津山市　　　　　　地内 |
| ３　委託契約の期間 | 契約日から令和６年３月３１日まで |
| ４　契　約　金　額 | 金４，０００円／１人・１日の受入あたり（うち取引に係る消費税３６３円） |
| ５　契約保証金 | 津山市契約規則第３５条第７号に基づき免除 |

　上記の委託業務について、委託者と受託者は、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

委託者　津山市山北５２０番地

　　　　　　　　　　　　　津山市

　　　　　　　　　　　　　津山市長　　谷　口　　圭　三　　　　　　印

受託者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

業務委託約款

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の「農業トライアルワーク事業　実施要領」（以下「要領」という。）及び「事業計画書」（以下「計画書」という。）に従い、津山市契約規則（平成６年津山市規則第５号）及び関係法令等を遵守し、本契約を履行しなければならない。

２　前項の要領及び計画書に明記されていない仕様については、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

３　受託者は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託契約の期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、委託者は、その委託料を支払うものとする。

（契約の保証）

第２条　契約保証金はこれを免除する。

（権利義務の譲渡）

第３条　受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面で委託者の承認を得たときは、この限りでない。

２　委託者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容を変更することができる。

（再委託の禁止）

第４条　受託者は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承認を得たときはその限りではない。

（業務の調査等）

第５条　委託者は、必要と認めるときには、受託者に対して業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（業務の変更等）

第６条　委託者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面により定める。

（適正な履行期間の設定）

第７条　委託者は、前条により履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（履行期限の延長）

第８条　受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに業務が完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、委託者と受託者で協議し定める。

（損害のため必要を生じた経費の負担）

第９条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者が協議し定める。

（検査及び引渡し）

第１０条　受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対してその旨を通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に成果品等についての検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり、手直し又は成果品について補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該手直し又は補正を行い、委託者に手直し完了を通知の上、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

４　受託者は、検査に合格したときは、遅滞なく、当該成果品等を委託者へ引き渡すものとする。

（委託料の支払い）

第１１条　受託者は前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して当該実施数量に契約書の契約金額を乗じて算出した金額の支払いを請求するものとする。

２　委託者は、前項の支払い請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第１２条　受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等も含む。）を第3者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りではない。

（契約不適合責任）

第１３条　委託者は、業務を実施した成果（以下「成果」という。）が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、民法（明治２９年法律第８９号）第５５９条において準用する民法第５６２条第１項ただし書きについては適用しない。

３　第１項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

* 1. 履行の追完が不能であるとき。
	2. 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
	3. 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
1. 前３号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の任意解除権）

第１４条　委託者は、業務が完了するまでの間、次条又は第１６条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２ 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定める。

（委託者の催告による解除権）

第１５条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

1. 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
2. 履行期間内に業務を完了しないとき又は、履行期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
3. 正当な理由なく、第１３条第１項の履行の追完がなされないとき。
4. 前各号のほか、法令若しくは津山市契約規則又は本契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第１６条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

1. この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
2. 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
3. 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、受託者が既に業務を完了した部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
4. 業務及び成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
5. 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
6. 第３条第１項の規定に違反して、委託者の承認を得ずに契約によって生ずる権利を他人に譲渡したとき。
7. 暴力団（津山市暴力団排除条例（平成２３年津山市条例第２１号。以下「排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下この条について同じ。）が経営に実質的に関与しているとみられる者に委託料債権を譲渡したとき。
8. 受託者が第１８条又は第１９条の規定によらないで契約の解除を申出たとき。
9. 受託者が次のいずれかに該当するとき。

　イ　代表者、役員等（以下代表者等という）が、暴力団員または排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等（以下暴力団員等という）であると認められるとき。

　ロ　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　ハ　代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどと認められるとき。

　　ニ　代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　ホ　代表者等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　へ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。

　　ト　暴力団員を雇用・使用していた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が当該被雇用（使用）者の解雇を求め、これに従わなかったとき。

 (委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第１７条　第１５条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第１８条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第１９条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

1. 第６条の規定により委託内容を変更したため、委託料が３分の２以上減少したとき。
2. 第６条の規定による業務の一時中止期間が履行期間の３分の２（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
3. 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２０条　第１８条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約解除等の通知）

第２１条　この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

（解除の効果）

第２２条　この契約が業務の完了前に解除された場合には、第１条第３項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

２　委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下この条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

３　既履行部分委託料は、委託者及び受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（契約解除に伴う措置）

第２３条　受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第２４条　委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

* + 1. 履行期間内に業務を完了することができないとき。
		2. 成果に契約不適合があるとき。
		3. 第１５条又は第１６条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
		4. 前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託者が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

1. 第１５条又は第１６条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
2. 業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

1. 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
2. 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
3. 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に掲げる場合に該当し、委託者が同項の規定により損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から出来形部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数1日につき１,０００分の２を乗じて得た額以内の額とする。

６　委託者は、第２項の規定により支払われた金額が契約解除により委託者に与えた損害を補填することができないときは、その不足額に相当する金額を受託者から徴収することができる。

７　第２項第１号の場合（第１６条第７号及び第９号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受託者の損害賠償請求等）

第２５条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

1. 第１８条又は第１９条の規定によりこの契約が解除されたとき。
2. 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　委託者が第１１条第２項に規定する期限内に委託料を支払わない場合は、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第２６条　委託者は、完了した業務（成果品がある場合は、引き渡された成果物を含む）に関し、第１０条第２項又は第３項の規定による検査（以下この条において「検査」という。）を受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項に規定する請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　委託者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

４　委託者は、第１項の規定により請求等を行ったときは、当該請求等に係る契約不適合に関し、民法に規定する消滅時効の範囲内で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　委託者は、成果の検査の際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　完了した業務の契約不適合が仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその仕様書の記載内容、指示又は貸与品等の性状の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第２７条　受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第２８条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

別記

個人情報等取扱特記事項

（個人情報等を取扱う際の基本的事項）

第１条　受託者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報という。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他委託者が指定する情報（以下「個人情報等」をいう。）の保護の重要性を認識し、個人その他の者の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受託者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を処理するにあたって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　受託者は、本件業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約の契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

（適正な管理）

第３条　受託者は、本件業務に係る個人情報等の漏えい、き損、滅失又は改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（業務従事者への監督及び教育）

第４条　受託者は、業務従事者に対し、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（再委託等の禁止又は制限）

第５条　受託者は、委託者が同意した場合を除き、本件業務の処理を第三者に委託（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

２　受託者は、本件業務の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ書面を委託者に提出して委託者の同意を得なければならない。

３　前項の場合、受託者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法並びに秘密保持その他の安全管理措置について具体的に規定しなければならない。

５　受託者は、再委託先に対して本件業務の処理を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第６条　受託者は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受託者は、委託者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第７条　受託者は、委託者の同意がある場合を除き、本件業務の履行により知り得た個人情報等をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第８条　受託者は、委託者の同意がある場合を除き、本件業務を処理するため委託者から貸与された個人情報等が記録された資料等をこの契約の目的以外に複写し、又は複製してはならない。

（個人情報等の安全管理）

第９条　受託者は、本件業務を処理するにあたり、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

２　受託者は、委託者が同意した場合を除き、個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

３　受託者は、個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

４　受託者は、個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

⑴　個人情報等は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

⑵　個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

⑶　個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

⑷　個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（事故報告義務）

第１０条　受託者は、本件業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、当該漏えい等に係る個人情報等の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約の契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

（検査等の実施）

第１１条　委託者は、受託者が本件業務を処理するにあたって取扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、受託者に対し報告を求め、又は検査することができるものとする。

２　受託者は、委託者から前項の指示があったときは、速やかに、これに従わなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第１２条　委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第１３条　受託者は、本件業務に係る個人情報等の漏えい等の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（収集の制限）

第１４条　受託者は、本件業務を処理するにあたって個人情報等を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第１５条　受託者は、本件業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自ら作成し若しくは取得した個人情報等について、本件業務完了後速やかに委託者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

２　受託者は、第１項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法により廃棄しなければならない。

３　受託者は、ハードディスク等に記録された第１項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

４　受託者は、第１項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を委託者に提出しなければならない。

５　受託者は、廃棄又は消去に際し、委託者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。